

本院議員提出法律案（二件）

102 国会 2	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提	出月日	参議院	衆議院	備考
		情報公開法案	外 龜山篤君 (六、二、四、九) 名			付 委員会 託 議 決 議	付 委員会 託 議 決 議	
						六、四、九 継 続 審 査		

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本案は、昭和六十年七月二十二日付臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」で指摘された各分野にわたる規制緩和に係る事項のうち、社会経済環境の変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、併せて国際的にそん色のない開放性を有する市場の実現に資する観点か

ら、当面法律改正を要する八省二十六法律（重複する法律を除く純計）四十二事項について、公的規制の整理、合理化を一括して行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地代家賃統制令を失効させるなど十一事項にわたる規制を廃止するとともに、信用金庫を公共債のディーリング業務認可対象金融機関にするなど二事項の規制対象範囲を縮小し、合わせて十三事項について合理化を図ること（十法律の改正）。
- 二、興行場等の営業承継について新たな許可を要せず承継した旨の届出で足りるものとするなど十一事項について

て規制の手段を緩和すること（八法律の改正）。

三、ガス用品等の規制についていわゆる自己認証制度を、海上運送及び倉庫業について標準約款制度をそれぞれ導入するほか、航空機関士を乗り組ませなければならぬ航空機の範囲について規制を緩和するなど合わせて十一事項について規制の態様、方式を合理化すること（八法律の改正）。

四、重要な無線局以外の無線局の定期検査業務を民間検査機関に委譲できるとするなど三事項について規制の主体を合理化すること（三法律の改正）。

五、海事代理士の登録事項の変更申請の提出期限を弾力化するなど四事項について手続の簡素化等を図ること（四法律の改正）。

六、本法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとする。

七、所要の経過措置を規定すること。

八、その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る

規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る七月二十二日に臨時行政改革推進審議会の答申において指摘された事項のうち、社会経済環境の変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、これと併せて国家的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、当面法律改正を要する二十六法律四十二事項について、公的規制の整理、合理化を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、社会労働、商工、運輸、建設の四つの常任委員会との連合審査会を開くなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、八省二十六法律にわたる改正を一括法案とすることと各常任委員会制度との整合性、今後の規制緩和の方針、内需拡大策、航空機関士搭乗義務規定の緩和と安全性の確保、地代家賃統制令廃止の是非及び廃止に伴う善後策、自己認証制導入に伴う消費者保護対策、今後

の行革改革の進め方等広範多岐にわたっておりませんが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決定した後、日本社会党を代表して野田理事より、航空法第六十五条第二項を改める規定及び地代家賃統制令を廃止する規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理事より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して内藤委員より原案に反対、修正案に賛成、公明党・国民会議を代表して原田理事より原案に賛成、修正案に反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より原案に賛成、修正案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、野田理事提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る地代家賃統制令の廃止にあつて生活の激

変緩和に配慮すること等六項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六号)

要旨

本案は、昭和六十年八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告並びに休暇に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行うとともに、休日・休暇制度を整備しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

1 全俸給表の全俸給月額を平均五・二%、一万千九百七十二円引き上げること。

2 現行の職務の等級を職務の級に改め、最も下位を一級として職務の級の序列を編成し直すとともに、職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するよう、行政職俸給表(一)について、現行の八等級制を十一級制

に改め、併せて行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(一)、海事職俸給表(二)、研究職俸給表、医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)の各俸給表についても等級の新設・統合を行うこと。

3 植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした専門行政職俸給表を新設すること。

4 定年制度の実施を踏まえ所要の号俸を増設する等、号俸構成の整備を図ること。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を限度額を二十三万円(現行二十一万七千六百円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万二千元(現行四万千円)に引き

上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千元(現行一万三千二百円)に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千五百円(現行四千二百円)に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については九千五百円(現行八千九百円)に引き上げること。

また、昭和六十一年六月一日から児童手当制度が改められることに伴い、児童手当との調整については、職員に児童手当の支給対象となる第二子がある場合には、その扶養手当の支給総額から五〇〇円を減ずる調整措置を行うこと。

3 調整手当について、支給区分が甲地であるものうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の十(現行百分の九)に引き上げるとともに、これらの地域及び官署以外の地域に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員等に対する支給割合を百分の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当該地域の周辺の地域内にある区域に多数の官署が移転

した場合等であつて、その移転等の状況等に特別の事情があると認められるときの支給割合の限度を百分の十に引き上げること。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、同様に支給割合の限度を百分の十（現行百分の九）に引き上げること。

4 住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額七千五百円（現行七千二百円）に引き上げること。

5 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額二万円（現行一万八千三百円）に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額四千元（現行三千四百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員についても所要の改正を行うこと。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

と。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万四千八百円（現行二万三千五百円）に引き上げること。

三、休日制度の整備

1 職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこと。

2 その他休日制度の整備に伴い、所要の整備を行うこと。

四、休暇制度の整備

1 職員の休暇の種類は、従来どおり年次休暇、病気休暇及び特別休暇とすること。

2 年次休暇の日数は、従来どおり一年間に二十日とする。

ただし、新規採用職員等の年次休暇の日数については、人事院規則で定めるものとする。

また、年次休暇は、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができること。

3 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とすること。

4 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とすること。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定めること。

5 休暇は、従来どおり各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならないこと。

6 当分の間、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）に係る療養等のため、九十日を超えて引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずること。

7 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定めること。

8 その他、休暇制度の整備に伴い、法律の題名を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定を改める等所要の整備を行うこと。

五、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、給与に関する改正規定は、昭和六十年七月一日から適用すること。ただし、児童手当との調整に関する規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

休日及び休暇制度に関する規定については、昭和六十一年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました議案のうち、内閣委員会で議了いたしました四件の法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、給与関係三法律案について御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告を実施するため、本年七月一日から平均五・七四％の改定を行うとともに、職員の休暇制度についても、人事院勧告どおり実施しようとするものであります。その主な内容は、全俸給表の全俸給月額を平均五・二％引き上げることに、扶養手当等の額の改定等を行うこと、等級構成の再編整備及び専門行政職俸給表を新設すること、及び休

日・休暇制度の整備等を行うことであります。

特別職の職員に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員に関する法律に併せて、特別職の職員の俸給月額等について所要の改正を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行うとともに、参事官等俸給表にあつては職務の等級の構成及び呼称を改め、また、自衛官俸給表にあつては新たに将補の(一)及び(二)欄等を設け、これに伴い所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、本年度の給与改定に対する人事院総裁の見解、六十一年度人事院勧告の完全実施に対する政府の姿勢、等級構成の再編と今後の運用方法、防衛庁職員の給与改善費とGNP-%率との関係等について質疑が行われた次第であります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員から三法律案にいず

れも反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、三法律案につき順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、第百二回国会に提出され、衆議院において継続審査となつていたものであります。

その概要は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定とその相互間の整合性ある発展を図るため、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講じようとするものであります。

その主なる内容を申し上げますと、第一に、共済年金制度に基づく給付は、原則として基礎年金に上乗せして支給する報酬比例年金とし、給付の種類は退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等としております。

第二に、共済年金の年金額は、厚生年金相当部分の年金額に、公務員制度等の一環としての職域年金相当部分の年

金額を加えたものとするとしております。また、年金額の算定の基礎につきましては、全期間の平均標準報酬月額とするとともに、年金額の算定方式についても厚生年金と同様のものと致しております。職域年金相当部分の年金額については、その水準を厚生年金相当部分の二割相当としております。なお、支給開始年齢については、現行の経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにしております。

第三に、退職共済年金については、配偶者等に対する加給年金制度及び低所得者に対する在職老齢年金制度を設け、また障害共済年金については、事後重症の制限期間を撤廃し、さらに、遺族共済年金については、給付率を二分の一から四分の三に引き上げる等の措置を講ずることとしております。

第四に、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等、給付の合理化を図ることとしております。

第五に、既裁定年金の取扱いについては、いわゆる通年方式により算定した額に改定することとしておりますが、従前の年金額は、これを保障することとしております。

第六に、共済年金の給付に要する費用については、使用

者としての国又は公共企業体等と組合員との折半負担とすることとし、国庫等の負担については、基礎年金拠出金の三分の一とすることとしております。

第七に、その他の改正についてであります。まず、年金額の改定については、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制を採用することとしております。次に、国鉄共済年金については、財政調整事業を実施している間、職域年金相当部分についての給付を行わないこととしております。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度を適用するため国民年金法等について所要の改正等を行うこととしております。

本法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとしております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求め、地方行政、文教、農林水産の三つの常任委員会と連合審査会を開くなど、慎重な審査が行われました。

質疑の主なるものは、公的年金制度一元化の内容、本法案と国家公務員法との関連、年金額算定基礎のあり方、スライド停止、懲戒処分等による支給制限、国鉄共済の救済、恩給との均衡問題等広範多岐にわたっておりますが、その

詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決定した後、曾根田理事より自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る年金額の政策改定の要素に賃金を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、この修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して榎山委員より原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員より原案及び修正案に反対、民社党・国民連合を代表して井上委員より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、日本共産党を代表して内藤委員より原案及び修正案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、曾根田理事提出の修正案は可決され、本法律案は、多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日

本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る十五項目にわたる附帯決議が行われました。以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円（現行百六十三万二千元）、国務大臣等の俸給月額を百二十五万八千元（現行百十九万円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十万二千元（現行百十三万七千元）とし、その他政務次官以下の俸給月額を百二万五千円から八十九万円（現行九十六万九千元から八十四万千元）の範囲内で改定すること。
- 二、大使及び公使の俸給月額を百二十万二千元から七十九

万千円（現行百十三万七千円から七十四万八千円）の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十万三千九百円から十九万八千五百円（現行三十八万三千九百円から十八万八千五百円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万四千二百円（現行四万四千四百円）及び二万四千八百円（現行二万三千五百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手当の月額については、これを、当分の間、俸給月額の百分の九とすること。

六、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額について、当分の間、特例措置を講ずること。

七、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を百一万五千円（現行九十五万九千円）に改定すること。

八、本法律は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規

定は、昭和六十年七月一日から適用すること。

委員長報告

二四ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額を改定し、併せて俸給表の再編及び呼称の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均五・四％引き上げるとともに、現行の一等級と二等級の間には等級を新設し、さらに呼称を改め現行四等級制を五級制に改めること。

二、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均五・八％引き上げるとともに、将及び将補について、対応する職務の等級等との均衡を図るため、将(二)欄を廃止し、将補(一)及び将補(二)欄を新設し、一佐について、その職務

の複雑性、多様性に対応させて、一佐(一)、(二)及び(三)欄を新設すること。

三、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を六万四千九百円(現行六万百円)に増額すること。

四、参事官等俸給表の職務の等級の構成及び呼称の改定、自衛官俸給表の将補の(一)欄及び(二)欄等の新設に伴い所要の規定の整備を行うこと。

五、本法律は、公布の日から施行し、一部の改正規定を除き、昭和六十年七月一日から適用すること。

委員長報告

二四ページ参照

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会閣法第八一号)

要旨

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図

るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、国家公務員等共済組合の組合員等についても国民年金法による基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての報酬比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法等改正関係

1 掛金及び給付に関する通則

標準報酬制を導入し、掛金の額は、標準報酬月額を基準として算定するとともに、長期給付の算定の基準は、組合員であつた間の全期間平均の標準報酬月額とすること。

また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 長期給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十五歳に達した後に退職し、又は退職した後に六十五歳に達したときに支給することとする。その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に組合員期間月数を乗じて得た額(厚生年金

相当部分)に加給年金額を加算した額とし、一年以上引き続く組合員期間を有する者については、さらに平均標準報酬月額額の千分の一・五(組合員期間が三〇〇月未満のときは千分の〇・七五)に組合員期間月数を乗じて得た額(職域年金相当部分)を加算すること。

なお、昭和八十一年までの二十年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで逡減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで逡増すること。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後に退職したとき、又は退職した後六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳まで独自の給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級(一〜三級)に該当する程度の障害の状態になつたときに支給することとし、その額は、厚生年金相当部分の額に職域年金相当部分の額及び加給年金額(障害等級一、二級に限る)を加算した額とすること。ただし、組合員期間

が三〇〇月未満のときは、三〇〇月とみなして計算し、障害等級一級の年金額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額を合算した額の一・二五倍とすること。

なお、公務等により傷病となつた場合の職域年金相当部分の額については、一定の割増しをした額とするほか、最低保障額を設けること。

また、障害一時金は、組合員が退職したときに、私傷病により政令で定める一定の障害状態にあるときに支給することとし、その額は、障害等級三級の障害共済年金額の二倍とすること。

(4) 遺族共済年金は、(イ)組合員又は一、二級の障害共済年金の受給権者等が死亡したとき、もしくは(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給することとする。その額は、(イ)の場合は、厚生年金相当部分の額に職域年金相当部分の額を加算した額の四分の三とし、(ロ)の場合は、受給していた退職共済年金の額の四分の三とすること。ただし、(イ)の場合、組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月とみなして計算すること。

なお、公務等による傷病により死亡した場合の遺族共済年金は、職域年金相当部分の額について一定の割増しをした額とするほか、最低保障額を設けること。

また、中高齢の子のない寡婦が受ける場合は、年額四十五万円の加算を行うこと。

(5) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定めるところにより、職域年金相当部分の全部又は一部の支給を行わないことができること。

(6) 国鉄共済組合が支給する共済年金については、長期給付財政調整事業が実施される間、退職、障害、遺族の各共済年金の職域年金相当部分の加算は行わないこととする。

(7) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とする。

(8) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退

職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金とすること。ただし、国鉄共済年金については、長期給付財政調整事業が実施される間、この特例は適用しないこととする。

(9) 既裁定年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が五%を上下した場合に自動的に行うこととする。

3 費用負担に関する事項

(1) 長期給付に要する費用は、国又は公共企業体等と組合員とが折半して負担すること。ただし、公務等に係る給付に要する費用については、国又は公共企業体等が負担すること。

(2) 国又は日本国有鉄道は、毎年度、国民年金法の規定による基礎年金拠出金の三分の一に相当する金額を負担すること。

二、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等

改正関係

1 恩給公務員期間等を有する組合員（更新組合員等）については、組合員期間が二四〇月未満の者でも退職共済年金を支給する等の特別措置を講ずること。

2 旧国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金額の改定は、恩給の改定措置に準じて改定すること。

三、関係法律の整備等

1 国民年金法を改正し、国家公務員等共済組合の組合員及び被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴い、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

四、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

一、国家公務員等共済組合法の年金額の改定について、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに改定の措置を講じられなければならないとする旨の規定を改め、「国民の生活水準」の下に「賃金」という文言を加えること。

二、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、本法律施行日前の船員組合員の期間は、三分の四倍として計算することとしているが、本法律施行日以後、五分の六倍とすることを加えることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

委員長報告

二四ページ参照